

令和5年度廿日市市営住宅入居者

(吉和定住促進住宅)

常時募集

申込みのしおり

令和5年4月発行

廿日市市営住宅指定管理者

(株)第一ビルサービス廿日市営業所

(電話) 0829-34-1140



令和5年度の吉和定住促進住宅常時募集の申込みのしおりです。申込みをされる場合、年齢・入居可能期間などの要件がありますので、この『申込みのしおり』を最後までよくお読みください。

申込資格に関する基準日は、申込受付日とします。

募集対象住宅

| | |
|------|----------|
| 吉和地域 | 吉和定住促進住宅 |
|------|----------|

募集住宅一覧は毎月25日(土・日曜日・祝日の場合は前営業日)に更新されます。WEBサイトでも確認できますのでご覧ください。

申 込 受 付

| | |
|-----------------|---|
| 受付期間 | 令和5年4月3日(月)～令和6年3月29日(金) 午前8時30分～午後6時30分 (土・日曜日・祝日・年末年始は除く) |
| 受付場所 (問い合わせ) | 株式会社第一ビルサービス廿日市営業所 廿日市市串戸一丁目9番44号竹本印刷所ビル1階 (電話) 0829-34-1140 (WEB) https://midori-gr.com/hatsu/ |



目 次

| | ページ |
|--------------|-----|
| 1. 申込みから入居まで | 1 |
| 2. 申込資格 | 3 |
| 3. 入居可能期間 | 3 |
| 4. 申込方法 | 3 |
| 5. 注意事項 | 5 |

1 申込みから入居まで

定住促進住宅の常時募集について、申込みから入居までは次の手順により行います。

① 申込みの受付

申込みは、「定住促進住宅入居申込書」を（株）第一ビルサービス廿日市営業所に郵送または持参してください。



② 入居候補者に決定(申込みが重複した場合は、抽選により決定します)



③ 審査



④ 入居決定の通知

入居が決定した方へ、入居決定通知書を郵送します。

次の書類等をご準備ください。

- 敷金（入居時家賃の3ヶ月分）
- 緊急連絡先届



⑤ 入居の手続き(緊急連絡先届の提出、敷金の納入、請書への署名)

緊急連絡先届、敷金の領収書をご持参ください。

請書は、原則申込者本人が来所し、署名していただきます。



⑥入居可能日の通知

緊急連絡先届の提出・敷金の納付、請書への署名が済んだ方に入居可能日通知書を郵送します。



⑦ カギの交付

入居可能日に住宅のカギをお渡しします。(株)第一ビルサービス廿日市営業所に必ずお越しください。

入居後の注意事項などを説明しますので、原則入居される方がお越しください。



⑧ 入居

入居可能日から15日以内に入居していただくことになります。

2 申込資格

定住促進住宅に申込みをされる方は、次のすべての条件を満たしていることが必要です。

- ① 45歳未満(申込み時)の方、または同居する義務教育終了前の子供がいる方。
- ② 一戸建て(家族向け)住宅入居希望の場合で、同居する義務教育終了前の子供がいない方は、現に同居し、または同居しようとする配偶者(内縁関係、パートナーシップ関係、婚約中を含む)がいること。
- ③ 定住促進住宅を生活の本拠地とすること。
- ④ 入居時に家賃を支払う収入があること。
- ⑤ 居住地において賦課された当該市町村の税および使用料を完納していること。
- ⑥ 入居しようとする家族の中に暴力団員がいないこと。

3 入居可能期間

アパートタイプ(単身者および小家族向け)の住宅

1. 45歳未満の方
入居の日から10年を経過した日、または年齢が45歳に達した日のいずれか早い日まで。
2. 同居する義務教育終了前の子供がいる方
入居の日から10年を経過した日、または同居の子供の義務教育終了後3年を経過した日のいずれか早い日まで。

一戸建て(家族向け)の住宅

1. 同居者に配偶者を有する45歳未満の方
入居の日から10年を経過した日
2. 同居する義務教育終了前の子供がいる方
入居の日から10年を経過した日、または同居の子供の義務教育終了後3年を経過した日のいずれか早い日まで。

※一定の条件を満たす場合は入居期間を延長する事ができますので、お早目にご相談下さい。

4 申込方法

(1) 受付日時・場所

- ・受付日時と場所については、このしおりの表紙をご覧ください。
- ・原則として、申込みをされる方が、直接受付場所へお越しください。なお、郵送での申込みも可能です。
- ・入居候補者の決定は、申込書受付の先着順とします。ただし、同日に2人以上が同一住宅への申込みをされた場合は、選考審査基準に基づいて入居候補者を決定します。

(2) 申込みに必要な書類

①定住促進住宅入居申込書

②吉和地域に勤務している方は、勤務証明書など（勤務地を証明できる書類）

・申込者氏名欄は、必ず申込みをされる方本人が署名してください。

(3) 審査に必要な書類

入居候補者になった方は①から⑤までの書類を申込受付日から10日以内にご持参ください。

① 申込者と同居親族全員の住民票の写し

住民票は、世帯単位のものとし、世帯主名や続柄を省略しないこと。
住民票が別々で続柄が確認できない場合、戸籍謄本等が必要です。

② 最新の課税台帳記載事項証明書(所得金額の記載があるもの)

・入居しようとする方で、収入のある方全員のものが必要です。

③ 市税等の滞納のない証明(証明願)

・世帯全員のものが必要です。(中学生以下は除く。)
ただし、未成年で所得がない方は除きます。

④ 収入を証明する書類

入居しようとする世帯の収入を確認するため、次の書類の中であてはまるものをすべて提出してください。

【年金受給者】

| 内 容 | 必 要 な 書 類 |
|----------------------------|---------------------------------|
| 国民年金、厚生年金、恩給、各種共済年金を受けている方 | 最新の年金改定通知書、年金支払通知書(ハガキ)、源泉徴収票など |

【給与所得者】

| 勤 務 状 況 | 証 明 を 要 す る 期 間 | 必 要 な 書 類 |
|-------------------------------|---------------------------|---|
| 令和4年1月1日以前から引き続き現在の会社に勤務している方 | 令和4年1月～令和4年12月 | 令和4年分の源泉徴収票 (本人交付用) |
| 令和4年1月2日以降に現在の会社に採用されている方 | 申込受付日の前月までの1年間 | 給与支給証明書 |
| 採用されて1年未満 | 採用された月から1年間 (支給見込額も含む) | 給与支給証明書 (雇用条件に基づいた1年間分の 支給見込額の証明) |

※令和4年1月2日以降に現在の会社に採用され勤務している場合、前職の退職証明が必要となります。

〔事業所得者〕

| 営業の状況 | 証明を要する期間 | 必要な書類 |
|--------------------------|---|-------------------------------------|
| 令和4年1月1日以前から現在の事業を営んでいる方 | 令和4年1月～令和4年12月 | 税務署提出確定申告書の控え(受付印のあるもの) または収支明細書 |
| 令和4年1月2日以降に現在の事業を開始された方 | 事業を開始して1年以上の方は、申込受付日の前月までの1年間、1年未満の方は申込受付日の前月まで | ※収支明細書の場合は、収支計算の根拠となる帳簿書類を持参してください。 |

⑤ その他必要な書類

事情に応じて、その他必要な書類を提出していただくことがあります。

5 注意事項

(1) 申込みについての注意

- ① 次のような場合は、申込みを無効とします。入居候補者に決定された後でも失格となります。
 - ・申込資格がないとき、または申込みから入居手続までの間に申込資格をなくしたとき。
 - ・申込書などに不正な記載があったとき。
- ② 申込書の同居親族欄に記載されていない方は、入居できません。
 - ・申込み後の家族の増減変更は、出生・死亡以外は認めません。入居時に1人となったとき(单身者を除く)または申込者本人が入居しなくなったときは失格となります。
- ③ 受付後の申込書の内容変更はできません。
- ④ 申込内容に不備等がある場合は、電話(FAX)により確認させていただくことがありますので、申込書の連絡先欄には、必ず連絡がとれる電話番号(FAX番号)を記入してください。

(2) 入居にあたっての注意

あらかじめ、次のことについて、ご了承ください。

- ① 入居手続の際に、敷金(入居時家賃の3ヶ月分)を納付していただきます。
- ② 定住促進住宅使用請書は、原則申込者本人が来所し、署名していただきます。
- ③ 市営住宅緊急連絡先届をご提出ください。
 - ・市営住宅の管理上、緊急と判断した際には、緊急連絡先に記入いただいた方に連絡し、入居者に関して情報提供等を求める場合がありますので、緊急連絡先は親族等、緊急時に対応可能な人を届出て下さい。
- ④ 原則、申込書に記入された全員が、入居可能日から15日以内に入居しない場合は、失格になります。
- ⑤ 住宅内では、犬・猫などの動物を飼うことはできません。

- ⑥ 定住促進住宅は共同生活の場であるため、入居者の皆さんが協力して、快適な生活ができるようルールを守り、生活環境が良くなるよう心がけてください。
- ⑦ 入居後には、家賃とは別に共益費などを負担していただくことになります。
例：廊下灯、階段灯、エレベーターなどの電気料、散水栓の水道料など
- ⑧ 退去にあたって、畳の表替え、襖の張替えなどの修繕は退去者負担です。なお、その他必要に応じて退去者負担で修繕をお願いする場合があります。
- ⑨ アパートタイプの住宅については、駐車場を必要とされる方は、駐車場使用料月額1,940円が必要となります。
- ⑩ 物価水準変動等によって家賃額が変更することもあります。

(3) 入居後の注意

次のような場合は、入居されても退去していただきます。

- ① 不正な行為によって入居したとき。
- ② 家賃を3ヶ月以上滞納したとき。
(家賃は、毎月末日までに納入しなければなりません。)
- ③ 正当な理由によらずに、15日以上住宅を使用しないとき。
- ④ 住宅または共同施設を故意に破損したとき。
- ⑤ 周辺環境を乱し、または他に迷惑を及ぼす行為をしているとき。
- ⑥ 入居者が暴力団員になったとき。